

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第54号 2018年9月

HEADLINE

本号では、当財団が石川国際民商事法センター、北國新聞社、法務省法務総合研究所国際協力部と共催して2018年7月7日（土）に北國新聞交流ホールで開催された「知っていますか？法制のあれこれ～東南アジアの現状から～」を取り上げました。

本セミナーでは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士（シンガポールオフィス代表）花水康氏に「金融のいろは」、続いて法務省法務総合研究所国際協力部教官 大西宏道氏に「土地制度のちがい」と題してご講演いただき、続いて、当財団顧問の山下輝年氏をモデレーターとして、花水康氏に加え、株式会社北國銀行丹南支店（前シンガポール支店長）の多橋哲郎氏と法務総合研究所国際協力部長の森永太郎氏をパネリストとして、パネル討論「北陸企業の進出を支える法制度」を行いました。悪天候にも関わらず、約80名の方に集まっていただき、質疑応答も活発に行われました。

（目次）

開会挨拶	株式会社北國新聞社常務取締役 砂塚隆広	2
挨拶	公益財団法人国際民商事法センター監事 本江威憲	3
来賓挨拶	金沢地方検察庁検事正 阪井 博	5
講演 1	「金融のいろは」 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士（シンガポールオフィス代表）花水 康	6
講演 2	「土地制度のちがい」 法務省法務総合研究所国際協力部教官 大西宏道	14
パネル討論	「北陸企業の進出を支える法制度」	18

モデレーター

山下輝年（公益財団法人国際民商事法センター顧問）

パネリスト

多橋哲郎（株式会社北國銀行丹南支店長（前シンガポール支店長）

花水 康（アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士（シンガポールオフィス代表））

森永太郎（法務省法務総合研究所国際協力部長）

挨拶 株式会社小松製作所法務部長 真壁 宏 …………… 25

閉会挨拶 法務省法務総合研究所国際協力部長 森永太郎 …………… 25

（司会） 法務省法務総合研究所国際協力部教官 前田澄子

資料 （リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・【講演1】金融のいろは
- ・【講演2】土地制度のちがい

（司会） 定刻となりましたので、国際民商事法金沢セミナー「知っていますか？ 法制のあれこれ～東南アジアの現状から～」を開会します。初めに、主催者側を代表して、開会のご挨拶させていただきます。石川国際民商事法センター会長、宮村慎一郎は急きょ公務により欠席となりましたので、本日は代理で北國新聞社常務の砂塚隆広よりご挨拶させていただきます。

開会挨拶

砂塚 隆広（株式会社北國新聞社常務取締役）

皆さん、こんにちは。日本中大雨で大変混乱していますが、多くの皆さまにご参加いただき感謝申し上げます。

今年のセミナーは、昨年につき「東南アジア」を題材に、「知っていますか？ 法制のあれこれ」というテーマを設定しました。石川県をはじめ、北陸三県から東南アジアに進出する企業が増加傾向にあることを受けて、企業活動に直結する金融、あるいは土地制度に的を絞り、日本と異なる司法環境について理解を深めていただきたいという趣旨です。そして、これらの法律が運用されて遵守される社会体制の構築を日本が支援しているということも知っていただきたいというのがこのセミナーの目的です。国際貢献には金銭的支援、医療・産業技術の提供、災害復興など、さまざまな形がありますが、社会の質を保つ法律を整備していく活動はあまり知られていないのではないかと思います。

石川国際民商事法センターは平成8年12月、東京の国際民商事法センター、法務省、金沢地方検察庁からのご要望を受けて設立された、発展途上で法整備に取り組む日本と現地の国々を支え

る国際民商事法センター唯一の地方組織です。私どもはこのような地方発信の活動がこれからも継続できるように、当地からささやながら応援させていただきたいと思っています。法整備支援そのものを多くの皆さまに知っていただきながら、地元の企業が東南アジアに進出していくお手伝いをさせていただきたいと思っています。

最後に、今回の金沢セミナーにご協力いただいた法務省法務総合研究所の皆さま、公益財団法人国際民商事法センターの皆さま、そして石川国際民商事法センター会員の皆さまに心から御礼を申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございます。

(司会) 続いて、公益財団法人国際民商事法センター、本江威憲監事よりご挨拶させていただきます。

挨拶

本江 威憲 (公益財団法人国際民商事法センター 監事)

私は、この石川国際民商事法センターの顧問でありますとともに、東京に事務所を置いております公益財団法人国際民商事法センターの監事を務めております。この両団体を代表し、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は「知っていますか？ 法制のあれこれ」という題で金沢セミナーを開催しましたところ、お忙しい中たくさんの方にお越しいただき、本当にありがとうございます。私は元々検事で、平成8年に石川県の金沢地方検察庁の検事正をしていました。そのときに北國新聞社にお願いし、石川県を代表する大企業の方々と糾合して、石川国際民商事法センターを設立していただきました。それ以来、毎年金沢セミナーを開催しており、今年で22年になります。長い間、この石川国際民商事法センターの維持、発展のため御尽力を頂きました会員企業の皆さま、石川県民の皆さまには心から感謝申し上げます。そして北國新聞社には、センターの中心メンバーとして、またセンターの事務局として大変な御尽力を頂いているのでありまして、この場をお借りして心より感謝と御礼を申し上げます。

初めての方もいらっしゃると思いますので、この国際民商事法センターがどういうことをしているのかについて簡単にお話しします。日本はG7サミットの一員であることからお分かりのように、世界の中でトップクラスの法整備がなされた先進国です。あらゆる分野で法律が整備されており、その法律どおりに法を執行し、統治している非常に高度な法治国家です。日本にいと、どの国もそのような態勢になっているのではないかという錯覚に陥りがちではありますが、実際は国の隅々まで法律が完備し、その法律どおりに法が執行されている国は非常に少なく、われわれは先進国として誇りを持つと同時に、世界に対して国の在り方というものを示していく必要があるのではないかと思います。

今から30年ほど前の平成の初めに、従来、社会主義国として計画経済で運営していた国々が東西対立の終焉を迎えて自由主義経済に移行したときに、ベトナムをはじめアジアのいろいろな発展途上国から法律が完備している日本に対し、近代的な法律を教えてほしいという申し出が多々寄せられました。そして日本の法務省は、いろいろ検討した結果、それぞれの国の発展のために、

これらの国の法整備を支援しようと立ち上がりました。相手国の法律家の方々に日本に来てもらったり、こちらから日本の法律家を相手国に長期滞在させたりして、この22年間、それらの国に日本の法律を学んでもらう法整備支援事業を続けてきました。中央では先ほど申し上げた国際民商事法センターが、石川県では石川国際民商事法センターが、法務省とともにこの事業を続けてきたわけです。この事業には当初から外務省のJICAが強力な支援をしてくれています。

発展途上国に民法や商法、あるいは民事訴訟法といった法律を学んでもらい、それぞれの国に法律の整備をしてもらい、裁判所などその法律を運用する制度を作ってもらい。これはそれらの国が近代国家として発展していく上では必要不可欠なことで極めて大切なことですが、それだけではなく、実は日本のためにも非常に重要なことなのです。もし相手国に法律がなければ、例えば石川県のようにたくさんの製造業を持ち、諸外国と貿易し、あるいはアジア諸国に出掛けて行ってそこで起業される場合、契約を結ぶにも、相手国に法律がなければ一体どのようなルールで契約を結んだらよいか分かりません。また、万が一トラブルが発生した場合、相手国の裁判所に駆け込んだとしても、裁判所としては「そのような問題を扱う法律は私たちの国にはありません。」ということで、救済を一切受けられない可能性があります。それでは困るので、相手国にも、それぞれしっかりとした法律を作り、それを運用する制度を作っていたかなければなりません。そうしなければ正常で活発な経済活動ができませんし、生活をするにも大変困ります。私が平成8年にこちらに赴任してきたときに、石川県は貿易県であるということを聞きましたし、また、いろいろな国に出掛けて行って起業し経済活動をしているという話を聞きました。そういう訳で、この法整備支援ということは、大変重要なことであり必要なことなのです。

この法整備支援事業はベトナムから始まりましたが、その後、ラオス、カンボジア、インドネシア、東ティモール、ネパール等々に発展し、今日ではミャンマーやバングラデシュでも研修を始めています。中国や韓国にも、研修ではなく共同研究という形ですが、やはり日本の法律を学んでもらっています。20年余りの間に、これらの国々はそれぞれ立派に法律を作っていました。法整備という観点からはかなり充実したものになってきています。これらの国の法整備に対し、日本は大いなる貢献をしたのだと自負しているところです。相手国も日本に対し心から敬意を表し、感謝してくれています。私どもはこれらの国と心情的にも大変親しくなり、信頼関係ができて、平和な国際関係にも大いに貢献しているものと思っています。

日本は自由主義陣営ということで、自由と民主主義、法治国家、そして人権を大切にすることを標榜しています。国が法治国家として法律に基づいて統治され、運営されていることがいかに大切なことか。また、法治国家とすること自体が自由と民主主義、人権を大切にすることに直接結び付いていくものであることを深く認識し、今日までこの努力を続けてまいりました。

このような崇高な運動に石川国際民商事法センターの会員の皆さまをはじめ、石川県民の皆さまが早くから取り組んでくださっていることに鑑み、私ども東京の国際民商事法センターとしても何か石川県のために、会員の皆さまのためにお役に立てることはないかと考えました。私どもはアジアのさまざまな国と交流しており、各国の法律事情は情報としてどんどん入ってきます。そこで、それらの情報を法務総合研究所の「ICD NEWS」、あるいは国際民商事法センターの「ICCLC NEWS」という機関誌に掲載し、会員の皆さまにお配りして情報を提供しています。それと同時に、石川県の皆さまに少しでも直接アジアの法律事情を知っていただく機会を作ろうということ

で、毎年1回、この赤羽ホールでセミナーを開催しています。

本日は「知っていますか？ 法制のあれこれ」というテーマで二つの講演を頂き、パネルディスカッションをしていただくことになっていますので、最後までご清聴をお願いします。

最後に一つ、皆さまにお知らせがあります。本会場には、東京大学で民法を長らく教えておられた青山善充先生がいらっしゃっています。先生は東京大学法学部の教授として長年お務めになった後、法務省の法制審議会会長という大変な重責を務められました。また、今日経済界の中で法律的な観点からさまざまな助言をし、指導なさっておられる方です。本日はわざわざ東京からこのセミナーのためにお越しいただき、大変光栄に思っているところです。

私のあいさつは以上です。御静聴ありがとうございました。

(司会) 続きまして、本日、来賓としてお越しの金沢地方検察庁検事正の阪井博様よりご挨拶を頂きます。

来賓挨拶

阪井 博（金沢地方検察庁検事正）

本日は、このような機会を与えていただき感謝申し上げます。私が法整備支援業務を知ったのは今から約20年前のことです。ただ、そのときはまだ現場の検察庁の検事だったので、法整備支援というものが実際にどのような仕事をしているか、具体的に知る機会は全くありませんでした。その後、今から15年前の2003年に、法務総合研究所の総務企画部で仕事をさせていただく機会を得ました。総務企画部は、法務総合研究所が行う各種業務の総合調整的な役割を担っており、分かりやすく言うと、会社でいう総務課的な部署です。その関係もあり、当時まだ設立されて数年しかたっていなかった法務総合研究所の国際協力部の業務を行う機会を得ました。国際協力部の業務は法整備支援が中心です。そして総務企画部の時代に、本日のセミナー討論会のパネリストであり、当時の国際協力部の教官を務めていた森永太郎現国際協力部長と共にベトナムに出張することになりました。約1週間、ベトナムのハノイに滞在しましたが、その間、ベトナムの法務省、検察庁、裁判所の関係者、また、当時JICAの専門家としてベトナムに派遣され法整備支援業務に当たっていた国際協力部の教官らと面談させていただきました。

当時のベトナムは、市場経済制度を取り入れて10年ほど経過し、外国資本を幅広く導入し、まさに経済の発展途上という状況でした。ハノイのまちも多数の高層ビルが建築中であるなど、大変な活気を呈していました。そのため、面談させていただいた法律関係者の幹部の多くは、この発展途上の市場経済に見合った法整備の充実の必要性を強く訴えていました。なぜなら、法が安定していなければ、外国資本が来ることを躊躇してしまうからです。しかし、当時のベトナムは市場経済導入から長期間がたっておらず、いまだ土地の私有を認められていなかったと記憶しています。私が面談させていただいたベトナムの法律関係者の幹部の多くは、共産主義の時代に旧ソ連や旧東ドイツに留学し、法律を勉強する機会があったものの、市場経済に見合った法律に関する知識は十分ではないことを自身で認めていました。そのために、わが国の法整備支援事業が頼りであるという話を異口同音にしていたことを今でもよく覚えています。

私はハノイを訪問するまでは、法整備支援と聞いて、民法や商法、民事訴訟法など、民商事系の法律を作ることを手助けするイメージを持っていました。実際に行ってみると、もちろんそれらの仕事も行っているのですが、それだけではなく法律制度を動かす人の養成、つまり裁判官や弁護士など法曹の養成の仕事もありました。具体的に言うと、法曹養成、法律学校の充実、カリキュラムの充実などの仕事も手掛けていることに驚きを感じました。しかし、よく考えてみれば、組織の活性化において最も重要なテーマは人材育成であることは古今東西不変なものです。単に手助けをするだけではなく、その仕組みを動かす人間を養成するというサポートがいかに重要であるかは少し考えれば明らかで、法整備支援事業の重要性や幅広さを一層痛感しました。

石川国際民商事法センターは平成8年に設立され、その後、石川県内の有力企業や団体の協力を得て、20年以上にわたり東京の国際民商事法センターの唯一の地方組織として法整備支援など、極めて有意義な活動に取り組みまれてきたものと承知しています。センターの活動は、法整備支援事業などを通して、東南アジアなど相手対象国の法の支配の確立や経済発展に多大なる寄与をしているだけではなく、石川県内の地元企業と相手国との人的、物的な連携を強め、県内各企業の海外事業のサポートにもつながる誠に有意義な事業を展開していると考えています。

本日は、講師の方々から金融や土地制度などについてご講演いただく他、「北陸企業の進出を支える法制度」をテーマに討論会も予定されており、大変勉強になるものと楽しみにしています。本日はどうぞよろしくお願ひします。

(司会) 阪井様、ありがとうございました。

それでは、講演を始めさせていただきます。まずはアンダーソン・毛利・友常法律事務所の花水康弁護士より「金融のいろは」と題してご講演を頂きます。花水弁護士は、2002年より弁護士としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所勤務されており、現在は同事務所シンガポールオフィスの代表を務めています。ご経歴の詳細については配布したプログラムの裏面をご覧ください。それでは、どうぞよろしくお願ひします。

講演 1

「金融のいろは」

花水 康 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 (シンガポールオフィス代表))

私自身、金融の専門家ではありません。あくまでも弁護士で、その中で特に金融関連の法律について仕事をしているので、そういう意味での「金融のいろは」ということで今日はお話させていただきます。

一つ目に、金融関係の法律の仕事とはどういう仕事なのか簡単にお話しします。また、私は今、シンガポールに5年ほどいるのですが、なぜ金融関係の法律の仕事をしている弁護士が東南アジアで活動しているのか、自己紹介も含めてお話ししようと思います。

二つ目に、法律というよりは日本の金融機関の全般的な傾向として、なぜ今、東南アジアなのかについてお話しします。

三つ目に、東南アジアにおける金融と法ということで、東南アジアという現場にいる私の経験

として、どのような問題に直面することが多いのかお話しします。

最後に、直近の動向と今後ということで、今後どういことがわれわれ東南アジアにおける日本の金融機関、さらには日本企業において問題になる可能性があるかお話しします。

1. はじめに

(1) 金融法制の仕事

まず、金融法務の仕事についてです。特に東南アジアと限定せず、そもそも金融の弁護士がどういことをやっているのかお話ししたいと思います。

金融法務の仕事は大きく二つに分かれます。一つは金融の規制に関する仕事について法的なアドバイスをする仕事。もう一つは金融取引に関する契約書等の作成に関する仕事です。金融規制と金融取引が二つの大きな柱とイメージしていただければと思います。

金融規制については、銀行、証券、保険の三つに分けて考えることが多いです。これ以外にもアセット・マネジメントなど、いろいろな金融分野がありますが、伝統的にはこの三つのそれぞれについて規制する法律が各国にあります。銀行をつくるためにはこういうライセンスを取らなければいけない、そのためには銀行の中でこういった体制を整備しなければいけない、銀行をつくった場合は取引の中でどういことをやらなければいけないということが細々と法律の中で規定されており、それについてアドバイスをするのが銀行法に関する仕事です。

証券というのは、主に有価証券です。株式、社債などの有価証券を発行し取引することについてさまざまな規制があるので、それについてアドバイスをする。分かりやすく言うと、証券会社における取引を法律の業務として扱うというのが証券法に関する仕事になります。

そして、保険会社をつくるときや、保険会社が保険商品を売るときの規制についてアドバイスをするのが保険法に関する仕事です。

こういった金融機関の主体に注目した規制が銀行、証券、保険等の分野ごとに存在するわけですが、それとは別に、より横断的な部分でさまざまな規制があります。例えば贈収賄防止です。これは金融に限ったことではなく、特に東南アジアで取引をするときに問題になることが多いです。金融機関が取引をするときに、贈収賄防止のためにどうい仕組みを社内的につくっていくのかについてアドバイスをするのも金融法務の仕事です。

また、マネー・ロンダリングは資金洗浄取引といわれ、犯罪等で得た収益の出所を分からなくするために資金を動かす取引です。そのマネー・ロンダリングを防ぐためのさまざまな規制にどう対応するか。例えば、皆さまが金融機関で口座を作るときに、運転免許証等を提示して本人確認されたことがあると思いますが、それはまさにこのマネー・ロンダリングに関する規制への対応です。こういったことも東南アジアでは非常に重要になってくるので、アドバイスをすることになります。

さらに、経済制裁は日本だとあまり問題にならないことが多いですが、東南アジアで取引する場合は、これも非常に重要な規制の一つになります。経済制裁が規制であるというのは、皆さん違和感があるかもしれませんが、特にアメリカでは、経済制裁の実効性を高めるために企業に対しても一定の規制がなされています。具体的な例でいうと、ミャンマーは、以前は軍事政権の国で、アメリカとの外交関係もあまり良くありませんでした。従ってミャンマーの企業はSDNリス

トに載っていました。アメリカには、アメリカの関連機関が作っているSDNリストに含まれている企業とは基本的には取引することができないという規制があります。仮にそれに違反した場合には、アメリカにおける制裁（罰金）が科されることになるので、取引先がそのリストに掲載されている会社ではないことを確認しなければいけません。そのためにはどういう体制を作ればいいのかということをおアドバイスするのが経済制裁関連の業務です。以上が、金融規制関連の仕事の大きな内容です。

業務量としては、もう一つの柱である金融取引に関する仕事の方が圧倒的に多いです。これは個別に金融機関が行う取引についてアドバイスをするからです。金融取引における業務は非常に多岐にわたりますが、大きく分類すると、デッド・ファイナンスという借入等に関する業務と、エクイティ・ファイナンスという有価証券を発行して資金調達をする業務の二つに分かれます。

デッド・ファイナンスというと非常に高度なものに聞こえますが、要はローンや借入などの金銭消費貸借契約を使いながら、企業などがお金を借りる取引のことです。この借入の取引にも非常に多くの種類があります。例えば船舶を担保とするシップ・ファイナンスや、会社を買収するときの資金を提供する買収ファイナンス、不動産を裏付けとする不動産担保取引などです。その非常に多岐にわたるデッド・ファイナンスのそれぞれの分野に専門の弁護士がいます。

エクイティ・ファイナンスというのは、主に株式を発行して会社が資金調達をする取引のことで、新株発行の増資等による資金調達をサポートする法律業務が弁護士にはあります。例えば株式引受契約といって、株式を取得する際に投資家と結ぶ契約の書類作成や、一般から広く株主を公募する場合は日本だと金融商品取引法で投資家に対し特定の情報を開示しなければいけないので、その規制に沿った開示書類である有価証券届出書を作成するサポート業務などです。また、大口の投資家等に株式を割り当てる場合には、その大口株主との間で株主間契約を結び、その投資家がどういう条件で参加して、どういう条件でイグジットするのかを規定する契約を作成する業務もあります。

(2) 東南アジアと弁護士

それでは、なぜ私が東南アジアにいるのかをお話ししたいと思います。

私は2013年からシンガポールを拠点にし、もう5年ほど日本とシンガポールを行ったり来たりしながら業務をしています。日本の法律事務所が東南アジア地域に進出し始めたのは実はそれほど昔のことではなく、2011年ごろです。もっと古い例もありますが、主な進出の傾向が始まったのはそれぐらいです。その理由の一つがチャイナプラスワンのことです。当時、中国との政治的関係が悪化し、日本の製造拠点（企業の工場）を中国からそれ以外の場所に移した方がいいのではないかということで、その移す先として東南アジア、特にインドネシアやタイ、ベトナム非常に注目されたのが2011年ごろでした。

もう一つは、日本の法律事務所の規模拡大ということがありました。私が弁護士になったのは2002年で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に勤務するようになりました。ちなみに、これは外資系の法律事務所ではありません。元々、終戦直後に日本で活動できるという特権を与えられた一部のアメリカ人弁護士がつくった事務所であるために「アンダーソン」という名前が入っていますが、今の事務所のメンバーはほとんど日本人弁護士です。私が事務所に入った2002年の時

点では100人規模でしたが、2018年の時点では約450名と、十数年の間に4倍以上の規模になりました。当然、そういった規模拡大の中で業務範囲も広がっていきました。従来、日本の弁護士は日本の法律だけを扱うべきだという考え方が非常に強くあり、外国の会社が日本に入ってくるインバウンド取引については、非常に伝統的な業務として長くわれわれの事務所でもやってきましたが、それだけではなく、日本の会社が外に出ていくアウトバウンド取引もこれからはサポートしていかなければならないと言われるようになったのが2011年ごろです。日本の法律事務所の規模が年々拡大しているのと同時に、金融危機後で仕事量が少し落ち込んだ時期であり、その中で新しい分野として何があるのかということで、海外への日本企業の進出サポートをわれわれはもっとやるべきではないかというパラダイムシフトがそのときにあったと言えます。

このような背景事情があり、われわれも2013年にシンガポールに拠点をつくりました。その後、われわれの事務所はベトナム、インドネシア、タイというふうに東南アジア各国に拠点をつくっていきました。シンガポールでは、われわれの事務所は日本人弁護士5名、シンガポール人弁護士3名の体制になっています。そもそも、なぜシンガポールにつくったかということですが、シンガポールというのは東南アジアのへそのようところで、シンガポールに限らず東南アジア各国の会社が拠点を持っていたり、東南アジア各国の会社に対してサービスを提供する法律事務所が拠点を持っていたりする場所です。そこで、われわれもまずは東南アジアの中ではシンガポールだということで2013年に進出しました。ところが、法律は東南アジアで全て同じかというところと全く違うことはなく、各国によって違うので、それぞれの国にどんどん拠点を広げていっているというのが現状です。

続いて、日本の法律事務所が東南アジアで何をやっているのかをお話しします。当然、シンガポールにはシンガポールの法律事務所、タイにはタイの法律事務所、ベトナムにはベトナムの法律事務所があるわけですが、その中でわれわれのような日本の法律事務所が東南アジアの国々に進出する意味はどこにあるのか。1点目として、日本語での日本企業のサポートが非常に重要になってきているということが挙げられます。例えば、大手商社のように皆さん英語が堪能で、留学経験などがある会社の場合は、必ずしもわれわれのような日本の弁護士のサポートは必要ないのかもしれませんが、ここ数年の傾向として、東南アジアに進出する日本企業の分野の裾野は非常に広がってきています。いわゆる大企業だけではなく、例えばまちのラーメン屋さんがベトナムに進出するなど、中小企業の東南アジア等への進出が非常に活発になっています。従って、語学に堪能ではない方も珍しくないわけですが、そういうときに日本の弁護士が日本語で現地の法律等を説明することの必要性が非常に高まっています。

2点目として、東南アジア各国の法律事務所は、残念ながら発展途上の段階にあり、われわれ日本人の弁護士、もしくは日本の企業が求めるようなサービスがなかなか得られないのが実態であることが挙げられます。シンガポールは比較的先進的な国で、欧米の法律事務所勤務していた弁護士も多いのでサービスのレベルは非常に高いですが、それ以外の東南アジアの国々においては、必ずしも日本人が求めるようなサービスを提供してくれるわけではありません。これは、われわれ日本人が求めるサービスのレベルが高過ぎるということなのかもしれません。実際、現地の弁護士には、「日本人は夜中でも平気でメールを送ってくるけれど、どうなっているんだ」と文句を言われることもあります。残念ながら働き方に対する考え方の違いもあると思いますが、

そこをわれわれ日本の弁護士が現地の弁護士と一緒にチームを作ることで、クライアントである日本企業の要求水準を満たしながらサービスを提供することができます。つまり、日本の法律事務所、弁護士には、現地法律事務所とのコーディネーションの役割もあるわけです。

3点目として、日本の法律のアドバイスとセットで、外国の法律のアドバイスも提供してほしいというニーズが根強くあることが挙げられます。当然、日本の会社が東南アジアに進出するときの最終的な決裁は本社で行われるので、本社に対してどのような説明をするのかということがありますし、特に金融分野においては、金融機関は日本の法律によって規制されていて、その規制は海外の子会社や支店に対しても一定程度及ぶので、海外に進出した金融機関がそこで取引をすることに関して、日本の法律上どうなのかということも考えなければなりません。そういう中で、日本の法律と海外の法律についてセットでサービスを提供できるというところに、日本の法律事務所の存在価値・強みがあります。それがここ数年の日本の法律事務所の進出を促進している背景であると言えます。

裏を返すと、日本の法律事務所の進出は東南アジアや中国に集中しており、アメリカやヨーロッパへの進出はまだ進んでいないというのが現状です。アメリカやヨーロッパの事務所は日本にも拠点を持っているケースが珍しくありませんし、アメリカやヨーロッパにおける弁護士業務のサービスのレベルは比較的高いので、日本の法律事務所のサポートの必要性は必ずしも高くありません。そのため、アジア地域での日本の法律事務所の進出が先行しているということです。ただ、最近ではニューヨーク等への日本の法律事務所の進出も見られるので、今後どうなっていくかは注目されるところです。

2. 東南アジアにおける日本の金融機関の活動

日本の金融機関の東南アジアへの投資・進出が活発であることは、皆さんも新聞等で目にされたことがあるかもしれません。この傾向はわれわれの進出のタイミングと大体重なりますが、2010年以降、東南アジア地域への投資・進出が非常に活発に行われています。特に銀行や保険会社の進出が活発で、著明なものとして、MUFG銀行による、タイのアユタヤ銀行というローカルで比較的大きい銀行の数千億円の買収があります。それから、北國銀行が2016年4月にシンガポールに支店を開設しています。保険の分野においても、生命保険会社や損害保険会社がいずれも非常に積極的に活動しており、特にM&Aの分野では、日本の金融機関は東南アジアにおいて非常に大きい存在です。

では、なぜ日本の金融機関は東南アジアに進出しているのか。一つ目の理由は、日本の企業が東南アジアに進出している状況がより活発になっているからです。そうは言っても、日本の企業が東南アジアに進出し始めたのはここ最近の話ではなく、大手の製造業は何十年も前から東南アジアに進出しています。ただ、ここ数年で非常にいろいろな分野の会社、あるいはいろいろな規模の会社が進出するようになってきて、その中で現地でのサポートも必要になってきています。非常に大きい会社であれば、自前で現地の金融機関から資金を調達することも容易かもしれませんが、中小企業で、もう少し厚いサポートをということになると、金融機関も現地の拠点が必要になってきているという状況があります。

二つ目の理由として、日本の金融市場における競争の厳しさが挙げられます。例えば、今、日

本はマイナス金利が続いており、銀行が金利から収益を上げることが非常に難しくなっています。銀行に限らず、金融機関全てにおいて貸付け等の業務を行っているので、金利が非常に低い状況というのは、日本の金融機関に対しマイナスな影響を与えていることは否めません。

これに対し、三つ目の理由として、東南アジアにおける非常に旺盛な資金需要が挙げられます。特にインフラの整備がまだ必要な国が多く、そこでの資金ニーズが非常に強いので、当然、金利も日本に比べてだいぶ高いです。例えばカンボジアは比較的金利が高い国なので、個人でカンボジアの銀行に預金口座を作っている方がいます。決してそれがいいと勧めるわけではありませんが、ドルの預金をすると、結構いい金利で預金ができます。それは裏を返すと、そのお金でどんどん必要な投資が行われているということです。そのような国内における経済成長が東南アジア各国の背景としてあります。金利も日本より高いので、そちらに資金が流れていきます。保険会社の場合は、日本国内の人口減少という将来的な大きい課題の中で、人口増加が見込まれる東南アジア各国が非常に重要なマーケットとしてポテンシャルが高いということも、進出の背景になっていると思います。

四つ目の理由として、金融センターのシフトが挙げられます。これは少し残念な話ですが、日本に拠点がある外資系の金融機関などが、ここ数年、日本の規模を若干縮小している傾向があります。元々東京にいた外資系の金融マンがどこに行っているかという、香港やシンガポールです。長期的に見た場合の成長性ということで考えると、日本の金融マーケットよりは、シンガポールや香港の金融マーケットの方がアジアの金融マーケットの中心になるだろうということで、そちらに金融のリソースがどんどん移っていっています。そうやって金融センターがシンガポールや香港になりつつある中で、日本の金融機関もそちらに出ていくという流れがあります。

3. 東南アジアにおける金融と法

では、実際にわれわれが日々、東南アジアで業務をしていて、どういう困難に直面することが多いのか。最初に挙げられる問題として、債権回収が難しいということがあります。これは東南アジアの大きな問題です。Euler Hermesという取引信用保険等をやっている外国の保険会社が、世界各国における債権回収の難易度をランキングにしているのですが、それによると、債権回収が世界で最も難しい国はサウジアラビアで、2位はアラブ首長国連邦となっています。中東の国が1位、2位で、3位がマレーシア、7位がインドネシア、10位がタイ、シンガポールは27位、日本は33位となっています。これは世界百数十カ国全ての国ではなく、比較的規模の大きな50カ国の中でのランキングなので、東南アジアの中でもカンボジアやラオスなどの国が入っていませんが、もし入っていたら高い順位でランクインしていたのは間違いないだろうと思います。

このランキングは各国における三つの要素をスコア化し、そのスコアが高い順に順位を設定しています。一つ目の要素はpayment-related complexity、つまり支払いという資金移動をするに関して、どのくらい制約があるのかということです。二つ目の要素はcourt-related complexityで、裁判システムがどれくらい円滑に機能しているのかということです。そして三つ目の要素はinsolvency-related complexityで、倒産時において回収がどれくらいスムーズに図られるか、つまり倒産手続の制度がどれくらい整っているかということです。この三つの視点でスコア化し、どの国が最も債権回収が難しいかをまとめたランキングですが、先ほど申し上げたとおり、東南アジアの国々は

いずれも非常に債権回収が難しいとされています。この三つの視点は、実は全て公的な問題と言えると思います。一つ目のpayment、資金の送金等に関する部分は、法律というよりは実務面のところもありますが、裁判制度や倒産手続はまさに法制度の部分であり、その点において残念ながら東南アジアの国々はまだ制度が十分に整っていないということです。

では、どのように債権回収するかという話になるわけですが、事後的に債権回収が難しいのであれば、当然、予防的に、債権回収が必要になる前に担保を設定しておけば、自分の債権が保全されるはずだから大丈夫だろうということで、担保制度はどうかというところに行き着くわけですが、ただ、これも東南アジア各国においては、残念ながら担保制度が十分に発展していないケースがあります。そもそも東南アジアの場合は、担保を使った取引がまだそれほど積極的に行われていません。実務面での担保の利用も少ないですし、担保制度自体があまり発達していません。不動産の登記制度も十分に発達していないので、東南アジアでは未登記の不動産が非常にたくさんある国が珍しくありません。また、日本においては、例えば会社が持っている在庫など、動産を担保にお金を借りることをサポートする制度として、動産・債権譲渡登記という制度がありますが、現地には必ずしもこの制度と似たようなものがないということがあります。

それから、例えばタイの事業担保のように、担保の種類や利用可能性が法的に限定されていることがあります。これは他の東南アジアの国々でも同じような問題があります。タイの場合は質権と抵当権が基本的な担保の種類になります。質権というのは、質屋さんを想定していただくと分かりやすいと思いますが、基本的に物を預ける担保制度なので、使える場面は非常に限定されています。例えば会社が持っている製造設備を担保に入れてお金を借りようとする、質権は設定しづらいです。設定してしまうとその製造設備が使えなくなってしまうからです。そうすると、機械設備の場合は抵当権の方を設定するのですが、抵当権を設定できる資産も種類が限定されていますし、タイでは機械設備の場合は機械設備の登記をしないと抵当権を設定できません。そういった意味で非常に使い勝手が悪い法制になっています。そこでタイは新しい事業担保を作りましたが、この事業担保も日本の金融機関が利用することができないという制限があり、なかなか簡単に担保設定できません。このようなケースは東南アジア各国においては珍しくありません。

それから、担保の実行方法が裁判所を通じた競売に限られるケースがあります。担保を設定するだけで満足できる取引であればいいのですが、担保資産から回収しなければならない場面になったときには、当然、最終的に実行が容易にできないと困るわけですが、担保を実行するときに裁判所に行き、そこで競売等の手続をしないと、担保を実行することができないという制限がかかっている国が少なくありません。その裁判所を通じた競売に非常に時間と手間がかかるため、なかなか簡単に回収できないという問題も多いです。

東南アジア全般で法律業務を扱うときに、一番大きい問題は執行の問題です。法律もあるし、裁判所も各国にある中で、実際に法律に照らして契約に基づく権利をそのままストレートに行使することができるかという、東南アジアの場合はそこで止まってしまうケースが非常に多いです。裁判制度が存在している国において、残念ながら司法の透明性が若干低い。分かりやすく言うと、裁判官に対する賄賂等の汚職がまだ非常に多く、公正な裁判を期待しにくいということもあります。裁判の場合はどうしてもローカルの方に有利な判決が出やすい傾向があり、東南アジアの取引においては、仲裁 (arbitration) を使って紛争解決をすることが非常に多いです。裁判は

裁判官が行う手続ですが、仲裁というのは私的な紛争解決で、分かりやすく言うと、弁護士や、例えば建築の紛争であれば建築家などの専門家が裁判官の役割を担い、紛争解決をするという制度です。裁判官に汚職等の恐れがあり公平性を期待できないときは、このように民間人に委ねて仲裁で紛争解決します。ただ、これは民間の紛争解決手段であって、最後はどうしても裁判所に行き、仲裁で得られたものを実現していく過程が必要になるので、そこで止まってしまうケースも多いです。

4. 直近の動向と今後

東南アジアで業務をしていて、金融分野に関して最近の傾向として大きいと思うのは、ビットコインやイーサリアムを使った新しい取引や、ICO (initial coin offering) という仮想通貨等を発行することによる資金調達です。伝統的な金融では株式という会社の社員持分を付与することにより資金調達をしていましたが、そうではなく、仮想通貨としてさまざまなサービスで使えるトークンを発行し、その対価で得た資金で資金調達するという方法が非常に多くなってきています。これが特に東南アジアで多くなっている理由の一つとして、日本では仮想通貨交換業で非常に厳しい規制がかかったので、東南アジアでこういった取引をする流れが一部出てきています。そういう意味では、日本と東南アジア各国でこういった取引を巡り競争しているという状況もあります。規制がきちんとあった方がいいのはもちろんですが、厳しくなり過ぎても良くありません。自由に動くことができるバーチャルなものというのは国を簡単に超えて移っていく傾向があるので、今後は東南アジアと日本との間の競争を考えていかなければいけません。

それから、最近の動向として、販売金融に関連した案件が増えています。販売金融で一番分かりやすいのはオートローンのような自動車を購入するときの融資です。東南アジアというと、バイクに何人も乗っているようなイメージを持つ方が多いと思いますが、今、現地では自動車やバイク、もっと言うと農業機械などの販売に関する金融が非常に重要になってきています。そこに日本の金融機関がどのように絡んでいくか。そのあたりの消費者が増加し、また生活がどんどん豊かになっていく中で、個人消費者に対する販売金融をどのようにやっていくかということが重要になってきます。

最後に、日本の場合、非常に複雑な仕組みの金融取引として証券化取引というものがあります。リーマンショック後は非常に量が減ったときもありましたが、日本においては、こういった高度な金融技術を使った取引も一般的に行われています。しかし、東南アジアの場合は、まだそういうものが非常に少ないです。このような日本の金融技術を使って行う取引も、今後、東南アジアにおいて徐々に増えていくのではないかと考えています。

(司会) 花水先生、ありがとうございました。続いて、法務省法務総合研究所国際協力部の大西宏道教官より、「土地制度のちがひ」と題して講演を頂きます。大西教官は2004年に法務省に入省され、2016年4月から法務総合研究所国際協力部の教官として、法整備支援に関する業務に携わっています。経歴の詳細については、プログラムの裏面をご覧ください。それでは、大西教官、よろしく申し上げます。

講演 2

「土地制度のちがひ」

大西 宏道（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

法務省は、東南アジアを始めとするアジアの国々に対し、それらの国々が法制度を整備する際のお手伝いをしています。国や地域によって、文化や言語がさまざまあるように、法律も基本的な考え方に共通するところはあるものの、国や地域によって異なるところがさまざまあります。不動産法制は金融活動を円滑に実施するに当たり重要なもので、東南アジアにおいても不動産法制の整備の重要性が高まっています。ただ、日本の法制がそのまま通用するわけではなく、それらの国々の歴史や文化、社会などに応じて検討しなければならないことがたくさんあります。

1. 日本の土地制度

今日は「土地制度のちがひ」ということで、東南アジアのことを紹介するに当たり、日本の制度と比較しながら説明すると皆さんにもイメージを持っていただきやすいと思うので、まずは日本のことについて説明します。

自宅を持っている人は、それが建っている土地を持っています。また、農作業をする人は農地を持っています。しかし考えてみると、土地を持つといっても、土地は地面にくっついているので、それをどうやって持つことができるのでしょうか。そもそも土地というのは地球の大地そのものですから、人間一人一人が持つというのも不思議な気がします。

日本では、個人または企業が誰でも土地の所有権を有することが認められています。一般的に「土地を持っている」というのは、土地の所有権を持っているということの意味することが多いです。日本の民法には、所有権とは目的物を使用・収益・処分する権利であると書かれています。いろいろな考え方があると思いますが、日本は一般的に土地の所有権が絶対的とか強大であるといわれます。現在、日本では震災をきっかけに所有者不明土地が社会問題になっています。例えば災害などで住居を移転する必要があるときに、使用されていない土地を自治体で使用しようと思ひ、そこの所有者を当たろうとするのですが、誰が所有者かよく分からないため交渉できず、そこで時間がかかってしまうという問題です。日本では所有権が絶対的であると思われているために、使われていない土地であっても、自治体はその土地を活用するときに所有者を探し、きちんと話し合って承諾を得る必要があります。現在、日本において、この土地の所有権の考え方については改めて議論がされているところです。

対照的なのが中国です。中国の都市部の土地は国が所有しています。農村部の土地は集団で所有しているといわれています。すなわち、個人や企業が土地の所有権を所有することができないのです。

2. 東南アジアの法整備支援対象国の土地制度

東南アジアにはたくさん国がありますが、今日は特に法務省が法整備支援をしているベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、ミャンマー、東ティモールなどの国を見ていきたいと思ひます。

まずはベトナムです。ベトナムは社会主義の国で、日本とは以前から友好的な関係にあり、多くの日本企業が進出しています。ベトナムの土地は全人民所有とされていますが、実際には全人民を代表して国が土地を管理しています。国民や企業は、生活や事業を実施するに当たり土地を使用する必要があるとき、国の機関である人民委員会に申し込んで土地使用権を取得します。土地使用権を国から借りることもできます。では国が必要になったら国民に使用させている土地をすぐ取り上げるのかというと、そうではないようです。土地使用権を取得した国民は別の国民に土地使用権を売ることもできますし、相続することもできます。ただ、土地の所有権が絶対的とされる日本とは逆の発想であるということが言えると思います。

次はラオスです。心癒される国ということで、最近、人気急上昇中だそうです。ベトナムの弟のような国で、土地制度に関してもベトナムに似ています。

次はカンボジアです。アンコールワットが有名な国ですが、内戦時代に知識人の虐殺や書物の大量廃棄などを行い、法制度に空白の歴史があります。カンボジアの民法は日本の民法を参考にして作られているため、内容の多くが日本の民法に似ています。カンボジアの土地制度はベトナムとは異なり、カンボジア国籍の人や法人に土地所有権が認められます。ただ、所有権を認める手続があまり進んでいないため、所有権の代わりに特別占有権という権利や、暫定的な権利で土地を使用している人が多いというのが現状です。ちなみに、外国人には土地の所有権は認められません。また、カンボジア国籍の法人とは、51%以上の株式をカンボジア人またはカンボジア企業が保有している法人のことをいいます。

ここで、外国人が土地を所有できるかという問題があります。ベトナムやラオスを含め、多くの開発途上国において、外国人や外国の企業は一定の例外を除き、原則として土地の所有権や使用权を有することが認められていません。この場合、進出しようとする外国の企業は、土地を借りたり、土地の使用が認められる特別の経済地区で活動したり、現地企業との合弁企業を立ち上げるなどして土地を使用します。ちなみにカンボジアでは、コンドミニアム、日本でいうマンションのような部屋については、最近、外国人も所有できるようになりました。カンボジアは建物とその下にある土地は一体のものとして考えられているので、部屋の所有者は、その部屋と部屋の敷地部分に相当する土地も所有することになります。そうすると、外国人が土地を所有しているということになってしまいそうです。カンボジアのコンドミニアム関係の法律では、外国人はマンションの部屋を所有できるが、地面に面している1階部分と地下1階部分については所有できないとされているから問題ないとの説明がされることがあるそうですが、そういう問題なのでしょうか。

日本では、外国人も日本の土地を持つことができます。外国人土地法といって、一定の要件を満たせば外国人の土地所有を制限することができる法律が今でも有効ですが、実際にはこの法律は使われていないので、外国人は自由に日本の土地を所有することができます。

次はインドネシアです。ASEANの盟主として急速な発展を遂げている国で、こちらもインドネシア国民に土地所有権が認められます。ただ、会社については、インドネシアの会社であっても所有権は認められません。会社が土地を使用するときは、事業権、建設権、使用权など、目的に応じて権利を取得し、事業に必要な範囲で土地を使用します。

日本の場合は物権と債権を区別し、土地所有権と借地権を厳格に区別して考えることが多いで

すが、開発途上国では、事業権や建設権などの利用権的な権利も、土地を保有する権利と同じように考えて、土地に対する権利としているところが多いです。ちなみにインドネシアは、所有権や事業権などは外国の企業には認められませんが、使用権であれば外国の企業や人にも認められます。

次はミャンマーです。仏教が盛んで、最近、日本からも注目を浴びています。いろいろと魅力的で、面白い国だと思います。首都のネピドーの議会の前には片側10車線の非常に広い道路がありますが、車はほとんど走っていません。ミャンマーの土地制度は非常に複雑で、はっきり言ってよく分かっていません。ミャンマーの人でも全てを分かっている人はいないのではないのでしょうか。都市部のほとんどの土地は政府所有となっていますが、一部、国民が所有しているところもあるようです。また、法律上、農地は全て国家が所有することとなっています。都市部の土地を利用したいときは、その土地の種類に応じて、住宅地なら内務省、ヤンゴンなどの都市であればその都市の開発委員会、産業のために必要な土地であればその産業を所管している省庁に申し込み、グラントまたはリースという土地を使用する権利を得る必要があります。グラントとリースは、いろいろと条件が付されることもあるようですが、実際は所有権に近い運用がされているようです。農地については、農業畜産灌漑省という農地を所管している省庁に申し込んで耕作権を取得し、農業を行う形になっています。

次は東ティモールです。インドネシアの東に位置し、カトリック教徒が多く、まだまだこれから発展する段階の国です。東ティモールの土地制度は憲法上、国民に土地所有権が認められるとされています。ただ、最近までインドネシアが占領していて、独立後もいろいろと紛争があったので、土地の所有権に関しては明確になっておらず争いも多いです。最近、土地法という法律が成立して、これからこの土地は誰の所有かということを決めていく段階です。

土地については、国が定める法制度上のものの他に、慣習上のものが関わっていることがあります。東南アジアには、一つの国の中にさまざまな民族が暮らしていて、それぞれのしきたりなどに基づいた土地に対する考え方があります。例えば、伝統的な地域の共同体や団体によって土地を保有しているということがよくあります。その土地に住んでいる人、その土地で耕作している人に「この土地は誰の土地か」と聞くと、「自分の土地だ」と答えるのですが、その人が自由に売ったり相続したりできるかということとそうではなくて、その土地の共同体の決まりや伝統的なリーダーによって決められるという制限がある場合があります。

3. 土地と登記

自宅を持っている人はそれが建っている土地を、農作業をする人は農地を持っていると言いましたが、その土地が自分の土地であるということは、どのようにすれば他の人に分かってもらえるのでしょうか。土地は持ち歩くこともできませんし、家の中にしまっておくこともできません。土地の地面に名前を書いても消えてしまうし、立て看板を立てても取り外されてしまったら意味がありません。自分の土地を他人に勝手に担保にされてしまったら困ります。不動産屋から土地を買ったかもしれませんが、もしかしたら他の人もその不動産屋から同じ土地を買い、その土地は自分のものだと言ってくるかもしれません。担保に当たって、土地の取引に当たって、その土地を持っている人が、そこが自分の土地であることを分からせる仕組みが必要になってきます。

そのために、土地を買ったら、まず登記をする必要があります。土地の法制として、登記制度は大変重要です。

日本では、全国各地にある法務局というところで厳密に登記が処理されています。厳密に処理されている信頼があるので、経済活動や金融活動が円滑に進みます。東南アジアでも登記は重要ですが、多くの開発途上国では、まだまだ登記制度の整備が不十分です。

ベトナムでは、国土を管理している天然資源・環境省が不動産登記を処理しています。土地使用権が与えられた場合、それを登記することによって土地使用権証明書、通称レッドブックが発行されます。土地を担保にしてお金を借りるときは、土地使用権証明書を銀行に預ける仕組みになっています。

カンボジアでは、過去の紛争等で土地の登記簿が消失してしまっており、現在、急速に整備を進めています。登記は中央の省庁と州、市の3カ所に申請する必要があるという複雑な仕組みになっていて、登記の種類も、計画的に整備するための登記と、個別の申請による登記の2種類があります。前者の計画的な登記がされると所有権が認められますが、それもまだ進んでいないので、個人で申請して登記することで暫定的に特別占有権を与えてもらいます。特別占有権よりも所有権の方が優先されるという考え方のようです。さらに言うと、個人の申請による登記も半分ぐらいしか整備が進んでいないといわれており、コミュニケーションやサンカットの各自治体の長が発行した本当に暫定的な、事実上の権利に基づいて土地を使用している人が多いようです。

ミャンマーでは、都市と農地で登記する場所が異なります。土地の種類によって管理が異なるということです。農地と都市部以外の土地は、農業畜産灌漑省が所管する事務所で登記をし、ヤンゴンにはヤンゴン市開発委員会の事務所で登記をします。登記といっても、権利関係を公示するための登記というよりは、国土を管理するための登記という要素が強いです。

登記というのは権利を第三者に分かってもらうための制度なので、本来は一般に公開される必要がありますが、東南アジアにおける登記制度は公開という観点でもまだ不十分なところがあります。

東ティモールではこれから登記制度を作ろうとしています。東ティモールは日本の法務省と同じように、司法省が登記制度を所管しており、日本の法務省は現在、東ティモールの登記制度の整備のお手伝いを進めています。

4. まとめ

日本と比べながら、東南アジアの土地や登記の法制を見てきました。所有権や使用権などさまざまな権利の形がありますが、重要なのは、それが具体的にどういう権利で、その権利によって何ができるかを把握することです。東南アジアに進出する企業の皆さんには、日本と異なる制度があることに留意しながら活動していただく必要があります。土地は、経済を発展させていく上で重要な資源です。国が持続的かつ健全に発展していくため、そして人々が安心して暮らしていくためには、土地の制度の在り方が重要になってきます。現在、日本で起きている土地の問題も、逆に東南アジアにおける土地の制度の考え方で参考になるところがあるかもしれません。

土地の登記に関する法制度もさまざまな形があります。東南アジアでは国家による土地管理という観点が強いようですが、今後、国民の権利の保全や経済活動の活発化にとって役に立つ登記

制度の整備が進むことを期待し、われわれとしても可能な範囲で協力していきたいと思っています。

土地の法制は社会の基盤であり、国家の開発や経済発展、国民の安心に大きな影響を与えます。皆さんも引き続き、土地の制度に関心を持っていただけるとありがたいと思います。

(司会) 大西教官、ありがとうございました。

パネル討論「北陸企業の進出を支える法制度」

モデレーター

山下輝年 (公益財団法人国際民商事法センター顧問)

パネリスト

多橋哲郎 (株式会社北國銀行丹南支店長 (前シンガポール支店長))

花水 康 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士(シンガポールオフィス代表))

森永太郎 (法務省法務総合研究所国際協力部長)

(司会) それでは、「北陸企業の進出を支える法制度」をテーマとしてパネル討論を始めます。まずはパネリストの皆さまをご紹介します。株式会社北國銀行前シンガポール支店長であり、現在は丹南支店の支店長を務める多橋哲郎様、弁護士の花水康様、法務省法務総合研究所国際協力部の森永太郎部長です。モデレーターは、元検事で、法務省法務総合研究所国際協力部長も務め、現在は東京都渋谷区の公証人である、公益財団法人国際民商事法センターの山下輝年顧問にお願いします。

それでは、山下顧問、よろしくお願いします。

(山下) 私は検事を32年間やっていたのですが、そのうち10年半ぐらいは刑事と民事の国際協力をしていた関係で、モデレーターという司会進行役になりました。国連アジア極東犯罪防止研修所は、50年以上前の1962年から途上国の刑事司法の専門家といますか、警察官、検事、裁判官、刑務官、保護観察官などを呼んで研修していたところです。そういう実績があったので、1995年ごろから民商事法で同じことをやろうということで、国際民商事法センターや法整備支援が入ったということです。

モデレーターとして、まず本日の趣旨を説明します。現在、東南アジアへは日本の企業もかなり進出しています。花水弁護士からチャイナプラスワンの話がありましたが、それで思い出すのはレアメタルのケースです。あのとき、中国だけに頼っているのはかなり危険ではないかということになってチャイナプラスワンが必要になってきたわけです。そして今、ASEANは緩やかな経済共同体を作っています。

また、それぞれの法制度が異なるという話がありました。法制度というのは、歴史や文化、社会条件に左右されます。東南アジアにはイギリスに支配された国、フランスに支配された国、オランダに支配された国、中国関係の社会主義を導入した国といろいろあり、亡くなった民事訴訟法の大家・三ヶ月章先生は曼荼羅(まんだら)模様の東南アジアと言っていました。言語も違う

ので、統一しようと思ってもなかなか難しいのです。そういう点を踏まえて、実際に現地で活動されている方たちの経験をお伝えして、皆さんにも知っていただくという趣旨になります。

それでは、花水弁護士には講演をしていただいたので、最初は多橋さんから自己紹介を兼ねて、これまで東南アジア関係でどのような活動をして、どういうことが印象に残っているかを10分程度でお願いします。

(多橋) 私は銀行員で、ここにいる皆さんのように法律の専門家ではないので、法律の細かいことではなく、私が東南アジアで見聞きしたこと、経験したことを中心にお話ししたいと思います。

私は、北國銀行の取引先(製造業)のタイの現地法人の設立のお手伝いとして、2007年に初めて財務担当としてタイに行きました。その後、シンガポール駐在員事務所長となり、いったん日本に帰国し、その後シンガポール支店長ということで、合計で7年ほど東南アジアに駐在し、昨年4月に日本に帰国しました。

北國銀行の東南アジアでの活動ですが、現在、シンガポール支店には日本から7名が行っています。現地で8名採用し、15名体制です。その他、タイは2名、ベトナムはベトナム投資開発銀行に1名が外向しています。シンガポール支店の基本的な営業範囲は東南アジア全域で、銀行業務としての預金、融資をやっていますし、他にも現地法人設立のお手伝いや、最近多いのは輸出の支援で、日本から輸出するときの販売先確保などのサポートをしています。私はタイとシンガポールの現地法人、駐在員事務所・支店に行きましたが、いずれも拠点の開設に携わることになりました。銀行は規制業種のため、開設にはシンガポール金融当局の認可が必要ですが、設立は可能です。実はシンガポールには現地の銀行が三つしかありません。小さい国なので、そもそも地方銀行という概念がないため、支店開設時は地方銀行とは何ぞやというところからスタートして、オープンまでに結構時間がかかりました。しかしシンガポールでは、その他の規制業種ではない製造業やサービス業は法律的にも比較的簡単に拠点を設立することができます。

三つの拠点を設立するときに思ったのは、当たり前ですが、日本と文化や考え方が違うということです。日本はタイやインドネシアなどの国に比べると発展していて、いろいろなところが整備されています。だからといって、タイやインドネシア、ベトナムに行って日本のやり方をすれば全てが通用するというわけではありません。各国の制度というものがあり、その違いを受け入れた上でしっかりと対応していかなければいけません。これはルール面の面です。

もう一つは人の面です。特に発展途上国の従業員さんたちは、日本のことを「すごい」と言う方がたくさんいます。しかし、ともすれば上から目線というか、「こいつらは日本人より下だろう」と振る舞う現地の日本人も多く見られました。そういう振る舞いをしていると、しっかりとコミュニケーションを取ることができず、情報も入ってきません。これらは三つの拠点をつくるときに私が特に気を付けたことです。

次に、銀行から見た東南アジアについてです。先ほどシンガポールには三つの大きな銀行しかないという話をしましたが、地元の金融機関は効率的な収益確保をすごく強く意識しているところがあり、少額の融資案件には非常に消極的な印象を受けます。例えば、5000万円以下の案件については基本的にノーという感じです。借入金利についても、中小企業向けのシンガポールドル建

ての融資は6%ぐらいで、シンガポールから離れてベトナムやインドネシアに行くと、現地通貨建てで10%ぐらいになります。企業の皆さまはそういった金利水準、為替相場、業務内容（輸出・輸入など）によって、現地通貨、日本円、あるいは米ドルという形で資金調達通貨の選択をしています。

次に、日本からの事業展開についてです。少し前は安価な労働力をもって製造していくことが多かったと思いますが、最近はそれが一服しました。もちろんないわけではありませんが、次の段階として、ASEANには約6億人の人口がいて、そこを一大消費地としたサービス業あるいは輸出が増えているのではないかと思います。

最後に、法制度について印象に残ったことは、いろいろな国で法改正が頻繁に行われていたことです。もちろんいつも行われるわけではありませんが、常にキャッチアップをしていかなければいけません。「法改正を知らなかったから」で済ませられるものではないと思うので、そのあたりはわれわれ銀行も法改正の情報をタイムリーにキャッチアップするために、法律事務所などと常にコンタクトを取りながら、取引先の現地法人へ通知したり、対応策を一緒に考えたりしました。その中で、朝令暮改という言い過ぎかもしれませんが、改正が行われたときに、法改正にどのように対応していくかを弁護士先生に確認した際、「改正が行われたけれど、いつ元に戻るかも分からないし、修正が入るかもしれないから、周りの様子を見てから対応した方がいいのではないか」というアドバイスを頂くことができました。そうすると、では、いつ対応すればいいのかというタイミングに苦慮したことはありました。

（山下） ありがとうございます。次に花水弁護士、先ほどの話で言い足りなかったところ、あるいは修正などがあれば、よろしくお願いします。

（花水） 先ほどのプレゼンでは、どちらかというところ、東南アジアの場合は法律の執行部分に大きな問題があるという話をさせていただきました。特に金融の法律に関しては、担保にしてもいろいろな問題があるという話をしましたが、東南アジア各国で最初に問題になるのは、通貨に関する規制です。特に問題になりやすいのはインドネシアとマレーシアですが、例えばベトナムにおいても、ベトナム国外からベトナムに融資をする際には中央銀行の承認が必要であり、この手続のために、契約書は英語や日本語でもいいのですが、少なくともベトナム語の抄訳を作らなければならず、ベトナムの中央銀行の承認があつて初めて融資の実行ができるというプロセスになっています。

外貨で資金が入ってくる、もしくは返済という形で出ていくという外貨の管理に対しては、1998年のアジア通貨危機以来、非常に敏感な国が多く、国境をまたいで金融取引をするときには、常に為替の問題が出てきます。インドネシアも外貨の流入・流出に関してはセンシティブで、3~4年前に非常に大きな規制の改正がありました。ただ、こういったものは法令レベルというより、通達レベルで行われることも非常に多く、それを正確に把握することは簡単ではありません。先ほどお話があつたように、インドネシアや、特にベトナムでは、一つのテーマに対して数カ月単位で追補的な改正がなされていくことがあるので、法律の改正を見据えた対応も簡単ではないというのは、まさにおっしゃるとおりだと思います。

(山下) ありがとうございます。次に、森永部長にお願いしたいと思います。森永部長はかつてベトナムに3年滞在し、法整備支援に携わったことがあるので、豊富な経験をお持ちです。国際協力部の活動、あるいはベトナムでの経験、法整備支援の重要性などについて、お願いします。

(森永) 私も山下先生と同じで、元々は検察官です。キャリアは25年になりますが、半分以上は国際協力の仕事になってしまい、何が何だかよく分からないと言われます。

ベトナムを例に、東南アジアでよくありがちな法制度の問題について、私の経験したところを申し上げたいと思います。

われわれが支援していたもので一番大きかったのは、ベトナムの民法です。元々、契約法や財産法など、ばらばらになっていたものを1995年に統一し、新しい民法を作ったのですが、これはその少し前にできたロシア民法をかなり参考にしたもので、日本の目から見ると、企業活動にはどうなのかというようなものでした。例えば日本には表見代理、あるいは表見法理という考え方があります。これは、会社が常務取締役など、いかにも会社を代表しそうな名前を使わせていたけれど、実は代表権がないという場合、それを信じて取引に入った相手方がいたときには、その名前を使っていた会社は、うちの代表者ではないということを言えないという制度です。これによって迅速な取引や流通を保護しているわけですが、ベトナムの民法にはこの考え方は全くありません。ですから、当時何で非常にもめたかという、紛争解決についてです。当時のベトナムの裁判所は弱く、あまり信用されていなかったので、シンガポールでの仲裁が非常に多かったです。シンガポールで仲裁するのはいいのですが、相手方の財産はベトナム国内にあり、ここで執行してもらわなければいけないので、ベトナムに承認判決を求めることになります。そのときに必ず出てくるのが、「あいつは代表権がなかった」ということです。代表権がないと言われるのですが、そこに表見法理がないので、どうしようもなくなって、苦勞して仲裁したのに最後の最後で執行できないという問題が、企業間で非常に多かったです。

そのことはベトナムも意識していたのですが、ベトナムも、それまでの法律の歴史や社会の状況から、表見代理を認めるのは大変なことだったのです。司法省が必死になってこれを国会で説得しようとするのですが、真実と違うようなことがまかり通ることはならないという考え方が非常に強くあって、ベトナムが表見代理を規定に入れるまでに20年かかりました。そして2015年の民法改正でようやくこれが入りました。20年かかりましたが、その間にベトナムはいろいろなことを学んだので、この2015年の民法はどこかからの借り物の民法ではなく、多少でこぼこはあるもののきちんとベトナム人が理解できる、ベトナムの市場経済に合った民法になっていると考えられています。

非常に時間はかかりますが、こうした国々は着実に成長してきているので、その成長度合いに応じた対応をしていけば、それほど変なことにはならないのではないかと思います。

(山下) ありがとうございます。続いて、今までのプレゼンやご説明を前提に、会場から質問があればお願いしたいと思います。

いきなり振られてもないと思うので、若干補充ということで、多橋様と花水様に伺います。東

南アジアで活動するといろいろな苦勞があると思いますが、生活上の苦勞、あるいは法律関係で苦勞したことがあれば、具体例をお願いしたいと思います。私の経験で言うと、苦勞したことよりも、ある意味楽しいこともあったのです。というのは、私は法務省が法整備支援を民商事で行うとなったときの最初の教官なのですが、周りの先輩は誰も何も知らないのです。私が言うことを信じるしかないので、仕事がものすごくやりやすかったのです。従来からの仕事だと、「それは違う、これは違う」と、うるさく言う方がたくさんいましたが、そういう意味で切り開いていく楽しさはあったと思います。そのような感じで、よろしくお願いします。

(多橋) 切り開いていく楽しみという話がありましたが、私もシンガポール支店を開設したときは、当時、地方銀行でシンガポールに支店を持つ銀行がなかったので、どこに聞いても誰も知らなくて、分からない者同士が話をしながら進めるという状況でした。おっしゃったように、日本の人も全てを知っているわけではないので、やりたい放題と言われるとそうなのかもしれません。その中で、やはり日本のやり方が全てではない。日本は進んでいるから日本のやり方でやっておけば間違いないということはありません。国によってやり方があって、それに合わせてやっていかなければいけないというところがありました。もちろん法律以外のところでは、日本のやり方と現地のやり方のいいところをミックスさせて、双方にいいようなやり方をしましたが、法律については、やはり合わせなければなりません。例えばタイに出向に行っていたとき、在庫管理に関して、仕掛や在庫の計算の仕方がタイと日本で違っていました。当初日本本部からは日本のやり方で計算するよう指示がありましたが、タイ側としてはタイのやり方でやらないと決算が組めない。このケースでは、本社サイドと議論して、最終的にはタイのやり方でしなければいけないだろうということになりました。

先ほど花水先生から贈収賄関連の整備の話がありました。この場でこんなことを言ってもいいのかわかりませんが、金銭を払わないと進まない、認可も取れない、あるいは止まってしまうことがあることは事実だと思います。そういうときに、コンプライアンス違反ということもありますが、どのように対応していくかということも、現地のコンサルティング会社なども含めて臨機応変に対応していかなければいけないのではないかと感じました。

(花水) 贈収賄の話は非常に根深く、東南アジアでは避けては通れない問題です。私どもも依頼者から「こういう贈り物をしていいですか」と質問されると、形の上では取引先の会社の社長が作っている財団などに対する寄付ですが、もちろん一定の見返りを期待したようなものだったりするので、「それは法的にいうと贈収賄という問題が生じてしまうリスクはある」というふうに答えざるを得ません。そういう問題は非常にたくさんあって、どのように解決するのがいいのかは、現場レベルの話と、コンプライアンスという会社のリスク管理の観点の狭間で非常に難しい問題としてあって、「こうやればいいです」という正しい答えはないのだろうと感じています。

東南アジアでは執行が非常に難しい中で、担保の実行の一環として資産の引き上げをやったりするのですが、当然そのときに融資先等の敷地に入るという手続が必要になり、そのために裁判所の許可を得てということをやらないとやらなければならないので、その間に資産はなくなってしまうという問題がよく生じるわけです。そうすると現場サイドでは、現地の警察に何らかのことをし

て物件の回収をするというようなことがどうしても必要になってきます。それは法的な権利の実現ではあるのですが、方法としては若干問題があり、それをどのような形で進めるのかということが現場レベルで非常に問題になることが多いと思います。

(山下) 贈収賄に関しては森永部長がいろいろなことを知っていると思うので、もし何かあれば、お願いします。

(森永) 先生方がおっしゃったとおり、贈収賄の話は東南アジアでは避けて通れない問題ですが、念のため申し上げておくと、日本でも処罰されます。しかも処罰がかなり重いので気を付けていただきたいと思います。この辺の感覚として、私が14年ぐらい前にベトナムに行っていたときに、私どものプロジェクトオフィスに企業の方が来て、「賄賂を渡していいですか」と言ってくる人が結構いたのです。私たちは裁判官と検察官だったので、「あなた、誰の前でしゃべっているのか、今の話は聞かなかったことにするから帰ってくれ」と言ったことがあります。ただ、ベトナムやラオスもそうですが、これに対する取締りが年々厳しくなってきているので、ぜひ気を付けていただきたいと思います。

特にベトナムは、2002年だったか、ナムカム（サザン・オレンジ）事件という巨大な疑獄事件があり、共産党はこれを放っておくわけにはいかないということで摘発して、検察庁の次長検事まで逮捕されました。ホーチミンの警察は汚職にまみれていて使えないという状況で、割とクリーンだった地方の警察の連合体をホーチミンに突っ込ませて検挙し、十数名が逮捕されました。これは捜査・公判としては大成功だったのです。これによってベトナム国民が「汚職は摘発できる」という意識が変わったために、その後、民間でも汚職が発見しやすくなりました。捜査側も結構技術を磨いた結果、その後かなり規模の大きい、中には死刑事件を含む多数の疑獄事件を多数摘発できるようになり、国民の信頼も得て、いい意味で厳しい方向に向かっています。

それから、企業の関係で私が非常にうれしかったことがあります。当時、ベトナムの学生たちは外資系企業に就職したがったのです。「やはりペイがいいから？」と聞くと、「そうじゃない」と言うのです。昔からあるベトナム企業は何だかんだいって不透明なことにまみれていて、仕事をしていて気持ちよくない。それならクリーンな外資系の方がいい。特に日本の企業はきれいだからということでした。当時、外資系企業と同じぐらいの給料を出すベトナム企業はいくらでもあったのですが、そちらに行かず、若い人たちがクリーンな志向を持っているというのは、われわれにとってもエンカレッジな事象だったと言えます。

(山下) ありがとうございます。日本では裁判所、裁判官、検察官がお金を取るなどということは誰も考えません。皆さんが事件に巻き込まれたら、お金でも渡して軽くしてもらおうとか、勝とうとは思わないと思います。ところが、そうではない国が東南アジアには結構あるというのがまず前提として違います。だから司法が信頼されていないのです。司法が信頼されていないと仲裁に向かいます。仲裁というと和解するようなイメージですが、違います。民間人がいろいろな事情を聞いて裁判所の代わりに決断をします。要するに裁判所よりも民間の方が信頼されているということです。ところが、最後は執行しなければいけないので、結局は裁判所がきちんとや

ってくれるかどうか懸かってしまいます。西洋の法整備支援をする人たち（ドナー）は法律を作ることはすぐやりますし、仲裁をどんどん勧めますが、最後の執行のところはあまり気にしていません。仲裁というのはADR（alternative dispute resolution：裁判外紛争解決手続）の一つですが、本来在る制度の代替手段なのです。本来在る制度がしっかりしていないと結局は機能しないので、日本はどちらかというと、問題は多々あるけれども、本来在る制度を良いものしていこうということで長年やっていると私たちは思っています。

先ほど表見代理の制度を取り入れるのに20年かかったという話がありました。開発に携わっているJICAにしてみれば、成果を3年で出してくださいというのですが、実は法律制度というのは20年かからないとなかなか変わらないのです。その一例としては貴重な話だと思います。すぐには変わらないということで、かつて森永部長が教官時代におっしゃった「忍耐に次ぐ忍耐、さらに忍耐を重ねて、ようやくできるかどうか分からない」という世界だと理解していただければいいと思います。

今日は学生さんもいらっしゃいますが、もし東南アジアに対する法分野の支援に関心があれば、昭和50年代に出された三月章さんの『法学入門』という本にいろいろなことが書いてあるので読んでみてください。まさしく名著です。先ほどの曼陀羅模様の話や、日本が日本語で法律を教えていること、あるいは司法制度を運用していることに驚かれたという記述も出てきます。つまり、それほど近代法制度はアジアにとって外からやっているものだという意識があるのです。外からやってくるからには、文化のないものなので、西洋の言語でどんどん教育されていくわけですが、それを現地語に完全に転換してしまった日本はすごいと思われているわけです。そういうこともたくさん出てくるので、古い本ではありますが、かなり参考になるのではないかと思います。

私が今回のことを通じて皆さんにお伝えしたいのは、多橋さんの話にあったように、上から目線では駄目だということです。相手の土俵に立ち、かつ、交渉能力を身につけて進めていかなければいけません。それから、朝令暮改という話もありましたが、私が朝令暮改だと言ったら、あるアジアの人に「いやいや、朝令昼改、あるいは朝令朝改だ」と言われたことがあります。そのような問題もいろいろありますが、忍耐を重ねて支援していかなければいけません。結局、最後は裁判所の信頼に懸かっているのです。同じアジアに位置する日本としては、それが正常なものになるよう支援していくべきなのだろうと思います。

以上の3点を今回で学んだということで、まだ質問のある方がいれば受け付けますが、よろしいでしょうか。それでは、以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

（司会） 皆さま、ありがとうございました。自席にお戻りください。

ここで、公益財団法人国際民商事法センターの会員である株式会社小松製作所法務部長、真壁宏様よりご挨拶を頂きます。

挨拶

真壁 宏（株式会社小松製作所法務部長）

私ども小松製作所は、石川県小松市を発祥地とし、海外にも事業展開を進めて参りました。建設機械を製造販売しており、インフラ整備後・都市化後に進出することが多い他の日本企業に比べて早い時期に東南アジアなど他の国々に事業展開を進めた歴史があります。調べてみると、1960年代には当社は本日起りあげられた東南アジアの国々に販売拠点をつくっています。その後、90年代以降、製造拠点としてタイ、インドネシアにある程度大きなオペレーションを作り上げてきました。当時は、前例となる日本企業が少なく、法制度が一体どうなっているのか、誰に助言を求めれば良いのかも手探りで、苦勞しながらやってきたというのが私たちの会社です。

そういった経験を踏まえると、日本の弁護士事務所が東南アジア地域での事務所開設を積極的に進めているという現在の状況は、非常に心強いことだと今日の話聞いていて思いました。法制度整備支援事業と合わせて、これから進出する日本企業を支援するためのインフラ整備は着実に進んでいるということを実感できました。

本会には来年以降もぜひ参加させていただいて、いろいろと勉強になることを聞かせていただければと思います。今日はどうもありがとうございました。

（司会） 真壁様、ありがとうございました。

最後に、法務省法務総合研究所国際協力部の森永太郎部長よりご挨拶させていただきます。

閉会挨拶

森永太郎（法務省法務総合研究所国際協力部長）

皆さま、お疲れさまでした。私は以前も金沢でのセミナーに参加させていただいたことがあり、久しぶりで非常にうれしく思っています。まずは何よりも北國新聞社様、石川国際民商事法センターの皆さま、それから民間の方々、私たちの活動を支援いただいている民間の人たちにも参加いただいていることに対し、御礼申し上げます。

私も法整備支援の仕事をしていますが、最初はベトナムで依頼され、右も左も分からないままおっかなびっくりで始めたというのが本当のところ。だんだん規模が大きくなるにつれて、法整備支援という事業は官だけではとても賄い切れない大きな仕事になります。もちろん大学の先生方や弁護士の先生方のお力も非常に多く必要とされる分野ですし、何よりも、今後は民間の方々の協力がなくなかなか先に進まないというところまで来ています。特に、日本側では東京や大阪ばかりではなく、地方からのサポートも頂きたい部分がたくさんあります。恐らくまだそこまではいっていませんが、今後、非常に難しくなってくると思いますし、例えば地方行政分野の案件になると、実際の中・小規模地域のノウハウが今後生かされていくのだらうと思います。

というのは、私は今、ネパールの支援をしているのですが、最近、ネパールはあの小さな国で連邦制を取ることになりました。連邦を構成する各州は、かなりの独立した行政権的なものを持つ形になります。そのノウハウも欲しいということはいずれ言うてくるのだらうと思っています。

そうすると、われわれ法務省の人間だけではとても賄い切れません。従って、幅広いご支援を金沢の地からも頂きたいという願いをもって、私の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。これをもちまして、本日の国際民商事法金沢セミナーを閉会します。皆さま、本日はお足元の悪い中をご参加いただき、誠にありがとうございました。お忘れ物のないよう、お気を付けてお帰りください。

公益財団法人国際民商事法センター
〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル
TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833
E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp
担当 : 北野